

2011 年 8 月 2 日 全 11 頁

EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）

ロンドンリサーチセンター
鈴木利光

資本バッファの弾力的な運用により EU 加盟国の裁量を確保

[要約]

- 欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、2011 年 7 月 20 日、EU 自己資本規制（CRD）の第 4 弾（CRDIV）の法案（CRDIV ドラフト）を公表している。適用対象は、EU に拠点を置く銀行及び投資業者（investment firm）である。
- CRDIV ドラフトのメインテーマは、バーゼルⅢの EU ルールへの「落とし込み」である。CRDIV ドラフトの公表により、EU は、世界で最初にバーゼルⅢのルール化手続きに着手した管轄となっている。キーワードは、“Single Rule Book”である。
- CRDIV ドラフトの公表に前後して、その“Single Rule Book”というキーワードが独り歩きしたせいか、EU 加盟国の裁量が制限されるという懸念が相次いだが、これはカウンターシクリカルな資本バッファの弾力的な運用により解消されうることが明らかになっている。
- CRDIV ドラフトは、バーゼルⅢの内容を基本的に尊重しつつ、細部ではバーゼルⅢと異なる（バーゼルⅢを緩和した）提案をしている。例えば、バーゼルⅢでは、ダブル・ギアリングを防止すべく、連結対象外の金融機関（保険会社等）への重要な出資の普通株等 Tier1 からの限度額控除が提案されているが、CRDIV ドラフトにはこのような提案は含まれていない。また、CRD ドラフトでは、バーゼルⅢと異なり、銀行の完全連結子会社による普通株式の発行に伴って生じる少数株主持分を、最低所要水準及び資本保全バッファのみならず、カウンターシクリカルな資本保全バッファにも充当することを認める提案をしている。
- もっとも、CRDIV ドラフトは、バーゼルⅢには含まれていない提案もしている。その一つが、罰則規定であり、「年間売上高（前年度）の 10%」という罰金を提案している。
- CRDIV ドラフトは、2013 年 1 月から適用が開始されるバーゼルⅢに合わせて、2012 年末までに正式ルールとされることが想定されている。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. CRDIVドラフトの構成	3
■ 3. バーゼルⅢの「落とし込み」におけるスタンス	4
■ 4. 資本の最低所要水準	4
■ 5. 資本バッファ	5
■ 6. コンティンジェント・キャピタル	7
■ 7. ダブル・ギアリングの防止	8
■ 8. 少数株主持分（普通株等 Tier1 への算入）	9
■ 9. 罰則	10
■ 10. おわりに	10

1. はじめに

欧州委員会、CRDIVドラフトを公表

欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、2011 年 7 月 20 日、EU 自己資本規制（CRD：Capital Requirements Directives）の第 4 弾（CRDIV）の法案（CRDIVドラフト）を公表している。適用対象は、EU に拠点を置く銀行及び投資業者（investment firm）である。

バーゼルⅢのEUルールへの「落とし込み」がメインテーマ

CRDIVドラフトのメインテーマは、バーゼルⅢ¹の EU ルールへの「落とし込み」（Basel III translation）である。CRDIVドラフトの公表により、EU は、世界で最初にバーゼルⅢのルール化手続きに着手した管轄となっている。

バーゼルⅢプラスα

加えて、CRDIVドラフトは、コーポレート・ガバナンスの強化、罰則規定、監督の強化、外部格付への依存の抑制等の提案をしている。

銀行の自己資本に関する重要なリリースのラッシュ（EUストレステスト、G-SIBsの資本サーチャージ案）

昨今、EU ストレステスト（2011 年 7 月 15 日）²、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）による「グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）」に対する資本サーチャージの市中協議文書（2011 年 7 月 19 日）³と、銀行の自己資本に関する重要なリリースが相次いでいる。そのため、CRDIVドラフトにおいても、銀行の自己資本に係る部分の内容がもっともクローズアップされているといえる。

1 バーゼルⅢの詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研調査季報 2011 年春季号 Vol.2「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書『リスク合算モデルの発展』の概要」（菅谷幸一）

◆大和証券キャピタル・マーケットズレポート「バーゼルⅢの詳細ルール公表」（瀧文雄）[2010 年 12 月 17 日]

◆大和総研レポート「バーゼル新規制、概要固まる＜訂正版＞」（吉井一洋）[2010 年 9 月 14 日]

2 EU ストレステストの結果については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和証券キャピタル・マーケットズレポート「欧州ストレステストの動向 資本増強を促す効果と透明性向上は評価できるが、株価の反転には力不足」（瀧文雄）[2011 年 7 月 18 日]

3 G-SIBs に対する資本サーチャージの市中協議文書については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「大規模銀行に対する追加的資本規制案」（金本悠希）[2011 年 7 月 22 日]

◆大和証券キャピタル・マーケットズレポート「金融規制の動向 G-SIFIs についての市中協議案が公表。対象は 28 行の予定」（瀧文雄）[2011 年 7 月 20 日]

システム上重要な銀行に対する資本サーチャージは検討対象に含まれていない

そこで、本稿では、バーゼルⅢの EU ルールへの「落とし込み」に係る部分を中心に、CRDIVドラフトの概要を簡潔に紹介するものとする。なお、CRDIVドラフトは、システム上重要な銀行に対する資本サーチャージを検討対象に含めていない点に留意されたい。この問題については、金融安定理事会（FSB）及びバーゼル委が、2011 年 11 月に開催される G20 カンヌ・サミットにて最終報告をする予定である。

2. CRDIV ドラフトの構成

「指令」と「レギュレーション」：「レギュレーション」には EU 加盟国に対する直接的な強制力あり

EU ルールには、「指令 (Directive)」と「レギュレーション」の二種類がある。「指令」は、ガイドラインという性格を有し、EU 加盟国による自国ルールへの「落とし込み」を要する（したがって、詳細においては加盟国に一定の裁量がある）。これに対し、「レギュレーション」は、EU 加盟国による自国ルールへの「落とし込み」という手続きを待たず、直接的に EU 加盟国に対する強制力を持つ。したがって、EU 加盟国には、「レギュレーション」で定められる規制と異なるルールを設ける裁量が認められていない（“Single Rule Book”）。

CRDIV ドラフトは「指令」と「レギュレーション」に二分割

CRDIV ドラフトは、現行の CRD を「指令」と「レギュレーション」の二つに分割する旨の提案をしている。CRDIV の主要な提案をそれぞれに分類すると、図表 1 のようになる。

図表 1 CRDIV ドラフトの主要な提案の分類：指令とレギュレーション

「指令」	「レギュレーション」（“Single Rule Book”）
<u>資本バッファ</u> （ <u>Basel III translation</u> ）	<u>資本の最低所要水準</u> （ <u>Basel III translation</u> ）
健全性監督（original）	流動性（Basel III translation）
コーポレート・ガバナンス（original）	レバレッジ（Basel III translation）
<u>罰則</u> （ <u>original</u> ）	カウンターパーティー・リスク （Basel III translation）

（注）太字・下線箇所は、本稿取り扱い部分を指す。

（出所）欧州委員会資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

バーゼルⅢの「落とし込み」のうち、資本バッファのみが「指令」に分類

図表 1 からわかるように、CRDIV ドラフトでは、バーゼルⅢの EU ルールへの「落とし込み」のうち、資本バッファ（「資本保全バッファ」及び「カウンターシクリカルな資本バッファ」）は「指令」に分類されており、それ以外が「レギュレーション」に分類されている。この点が CRDIV ドラフトの理解において重要であるため、ぜひ留意されたい。

3. バーゼルⅢの「落とし込み」におけるスタンス

基本スタンスは尊重

CRDIVドラフトは、その基本スタンスとして、バーゼルⅢの内容を尊重している。

バーゼルⅢのコピー・アンド・ペーストではない

しかしながら、CRDIVドラフトは、その「落とし込み」に係る部分で、バーゼルⅢの内容をそのまま踏襲しているわけではない。欧州委員会は、その理由として、バーゼルⅢが法規ではないこと、バーゼルⅢが「国際的に活動する銀行」のみを対象としているのに対して CRDIVドラフトは 8,000 を超える銀行と投資業者（investment firm）を対象にしていることを挙げている。

バーゼルⅢからの一定の緩和あり

そのため、CRDIVドラフトは、その「落とし込み」に係る部分で、バーゼルⅢの内容を尊重しつつ、細部ではバーゼルⅢと異なる（バーゼルⅢを緩和した）提案をしている。

4. 資本の最低所要水準

(1) 概要

バーゼルⅢと同様の提案

CRDIVドラフトは、資本の最低所要水準につき、バーゼルⅢと同様の提案をしている。具体的には、普通株等 Tier1 比率 4.5%、その他 Tier1 比率 1.5%（Tier1 比率計 6%）、Tier2 比率 2%の計 8%である（図表 2）。

図表 2 CRDIVドラフト：資本の最低所要水準（Base I III translation）

CRDIVドラフト			
最低所要水準	8%	普通株等 Tier1 4.5%	Tier1 6%
		その他 Tier1 1.5%	
		Tier2 2%	

（出所）欧州委員会資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

移行期間における Tier1比率の段階的実施を若干緩和

もっとも、移行期間における段階的实施については、バーゼルⅢよりもその内容を若干緩和している。具体的には、2014 年の Tier1 比率について、バーゼルⅢが 5.5%以上と定めているのに対し、CRDIVドラフトでは（2013 年と同じく）4.5%以上としている。

(2) 普通株等 Tier1 の定義

株式会社形態の銀行における普通株等 Tier1 資本に普通株式以外の資本も認める

バーゼルⅢでは、株式会社形態の銀行における普通株等 Tier1 は普通株式と内部留保のみであるべき旨提案している。しかし、CRDIVドラフトでは、これを普通株式と内部留保のみに限定していない。これは、EU 域内の銀行が普通株式と同等の損失吸収力を有する非普通株式金融商品を発行している実態にかんがみ、法形式よりも実態を重視したためであると説明している。もっとも、この点をのぞけば、普通株式等 Tier1 の定義はバーゼルⅢのそれを実質的に踏襲している。

「議決権のない出資」もCRDIVドラフトでは普通株等Tier1への算入が可能

なお、2011年7月15日に結果が公表されたEUストレステストでは、対象行91行のうち1行（独 Helaba）が開示を拒否したが、その理由は、テストの前提において、「議決権のない出資」（“silent participations”もしくは“silent partnerships”）の普通株等 Tier1 への算入が認められなかったためである⁴。EU ストレステストの実施主体である欧州銀行監督機構（EBA：European Banking Authority）がこれを認めなかったのは、EBA の前身である欧州銀行監督者委員会（CEBS：Committee of European Banking Supervisors）が2010年6月14日に公表したガイドラインに基づく措置である。しかし、「議決権のない出資」は、バーゼルⅢにおいては、その厳格な要件を満たす限り普通株等 Tier1 への算入が認められる。そして、CRDIVドラフトにおいても、バーゼルⅢと同様の提案がなされている。

(3) “Single Rule Book”

「レギュレーション」

図表1からわかるように、CRDIVドラフトは、資本の最低所要水準の規定を「レギュレーション」に分類している。前述したように、EU加盟国には、「レギュレーション」で定められる規制と異なるルールを設ける裁量が認められていない（“Single Rule Book”）。

“minimum” かつ
“maximum”

したがって、CRDIVドラフトが正式に承認された場合、EU加盟国は、ここで定められる資本の最低所要水準の規定を直ちに遵守しなければならない。結果として、EU加盟国は、CRDIVドラフトが提案する最低所要水準を超える自国ルールを設定することができなくなる。

透明性や効率性が趣旨

欧州委員会は、資本の最低所要水準を「レギュレーション」に分類した理由として、EU銀行セクターの透明性や効率性を挙げている。

EU加盟国の裁量を否定するというわけではない

もっとも、CRDIVドラフトは、EU加盟国の裁量、すなわちバーゼルⅢを超える自己資本規制の設定を認めないとしているわけではない。この点については、続く「5. 資本バッファ」の項を参照されたい。

5. 資本バッファ

(1) 概要

バーゼルⅢと同様の提案

CRDIVドラフトは、資本バッファ（「資本保全バッファ」及び「カウンターシクリカルな資本バッファ」）についても、バーゼルⅢと同様の提案をしている。具体的には、資本保全バッファ2.5%（普通株等 Tier1）、カウンターシクリカルな資本バッファ0～2.5%（普通株等 Tier1）である（図表3）。

⁴ Helaba プレスリリース “Helaba passes Stress Test taking into Account hardened Silent Participations” [2011年7月13日]参照

図表 3 CRDIVドラフト：資本バッファ（Basel III translation）

CRDIVドラフト			
カウンターシクリカルな 資本バッファー	0～2.5% (注)	普通株等 Tier1	
資本保全バッファー	2.5%	普通株等 Tier1	
最低所要水準	8%	普通株等 Tier1 4.5%	Tier1 6%
		その他 Tier1 1.5%	
		Tier2 2%	

(注) 各加盟国の状況に応じて適切と判断された場合は2.5%を上回る設定も可

(出所) 欧州委員会資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

段階的实施について
も同様

なお、CRDIVドラフトは、資本保全バッファの移行期間における段階的实施についても、バーゼルⅢと同様の提案をしている。

(2) EU 加盟国の裁量

「指令」

図表1から分かるように、CRDIVドラフトは、資本バッファの規定を「指令」に分類している。

各国の状況に応じて
2.5%以上のカウンタ
ーシクリカルな資本
バッファの設定可

そのため、CRDIVドラフトによっても、EU加盟国は、各国の状況に応じて適切と判断された場合には、カウンターシクリカルな資本バッファの弾力的な運用により、2.5%（普通株等 Tier1）を上回る要求を設定することが可能である。この「各国の状況」には、「金融の安定に対するリスク」という一般的なファクターが含まれる。

ICBの中間報告：シス
テム上重要な銀行の
リテール・バンキング
に普通株等Tier1比率
10%を要求する提案

英国の独立銀行委員会（ICB：Independent Commission on Banking）は、金融の安定化と競争を促進するための改革案の中間報告（2011年4月11日）にて、英国におけるリテール・バンキングの「リング・フェンス」（ユニバーサル・バンクにおける英国リテール・バンキングの子会社化）に加えて、システム上重要な銀行の英国リテール・バンキングに対して普通株等 Tier1 比率 10%（3%の資本サーチャージ：カウンターシクリカルな資本バッファは考慮に入れていない）を要求する旨提案している⁵。

「ICBの中間報告の提
案はCRDIVドラフトに
抵触しない」

CRDIVドラフトの公表に前後して、その“Single Rule Book”というキーワードが独り歩きしたせいか、ICBの中間報告の提案がCRDIVドラフトに抵触するという報道が相次いだ⁶。これを受けて、欧州委員会のバルニエ域内サービス・市場担当は、英紙 FINANCIAL TIMES に対し、ICBの中間報告の提案はCRDIVドラフトの下でも実現可能であると述べている。その理由として、前述したように、CRDIVドラフトが金融の安定化を目的としたカウンターシクリカルな資本バッファの弾力的

⁵ ICBの中間報告の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

⁶ FT.com “Fight expected over EU bank capital rules” [2011年7月19日]、guardian.co.uk “Osborne must fight EU banking clampdown” [2011年7月20日]等参照

な運用を可能としている点を挙げている⁷。

6. コンティンジェント・キャピタル

バーゼルⅢよりも一歩踏み込んだ提案

CRDIVドラフトは、コンティンジェント・キャピタルについて、バーゼルⅢよりも一歩踏み込んだ提案をしている。

CoCos を代表例とする「条件付資本」

前提として、コンティンジェント・キャピタルとは、一定のトリガー事由が発生した場合に、強制的に普通株式に転換される（いわゆる「CoCos⁸」又は「ココ・ボンド」）もしくは元本が削減されるという条項（コンティンジェント・キャピタル条項）が付された証券をいう⁹。ひらたくいうと、「条件付資本」である。これは複合（ハイブリッド）金融商品の一種であり、現行の国際会計基準（IAS 第32号）では、通常は負債に分類されるものと考えられる¹⁰。

バーゼルⅢ：コンティンジェント・キャピタル条項（その他Tier1）

バーゼルⅢは、負債として分類される商品をその他 Tier1 へ算入するための要件として、事前に特定したトリガー・ポイントにおける普通株式への転換もしくは元本削減を通じて損失吸収をする旨のコンティンジェント・キャピタル条項付加を提案している。バーゼルⅢでは、具体的なトリガー・ポイントは提示されていない。

CRDIV：普通株等Tier1比率5.125%をトリガー・ポイントとする条項付加（その他Tier1）

CRDIVドラフトは、これを受けて、負債として分類される商品¹¹をその他 Tier1 へ算入するための要件として、普通株等 Tier1 比率が 5.125%（発行体がこれ以上の数字を設定した場合はその数字）を下回った場合をトリガー・ポイントとして、普通株等 Tier1 への転換もしくは元本減額がなされる旨のコンティンジェント・キャピタル条項付加を提案している。

スイス・フィニッシュに次ぐ提案

このように、自己資本規制枠組みに一定の普通株等 Tier1 比率をトリガー・ポイントとするコンティンジェント・キャピタルを組み入れる旨の提案としては、スイス（EU加盟国ではないため、CRDIVドラフトの影響を受けない点に留意されたい）における新たな自己資本規制枠組み（スイス・フィニッシュ）¹²に次ぐものとなっている。

7 FT.com “Barnier seeks to soothe UK over banks” [2011年7月21日]参照

8 Contingent Convertible bonds の略称。

9 コンティンジェント・キャピタルについては、以下のコラムも参照されたい。

◆大和総研ホールディングス/コラム「コンティンジェント・キャピタルの規制動向」（鈴木利光）[2011年4月7日]
<http://www.dir.co.jp/publicity/column/110406.html>

10 コンティンジェント・キャピタルの会計上の分類は、負債と資本の区分に関する議論に帰結する。この議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆DIR Market Bulletin 2010年夏季号 Vol.25「国際会計基準の現状」（吉井一洋）

◆DIR Market Bulletin 2009年新春号 Vol.19「負債と資本の区分の見直し～種類株式・新株予約権・複合金融商品への影響～」（吉井一洋/鈴木利光）

11 この点、CRDIVドラフトでは、バーゼルⅢと異なり、規制資本への算入の対象が「負債として分類される商品」であると明記されているわけではない（対象自体が特定されていない）。この理由については定かではないが、提案の内容や項目の配置における類似性から、バーゼルⅢと同様の対象を想定しているものと考えられる。

12 スイス・フィニッシュの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

バーゼルⅢ追加規制：コンティンジェント・キャピタル条項（その他Tier1及びTier2）

また、バーゼル委は、2011年1月13日、バーゼルⅢの追加規制として、国際的に活動する銀行の発行するその他 Tier1 と Tier2 資本商品を対象に、コンティンジェント・キャピタル条項を付すことを規制資本への算入要件とするルールを公表している¹³。このバーゼルⅢ追加規制が提案するトリガー事由は、規制当局が実質的な破綻状態にあると判断した場合である。

CRDIVドラフト：バーゼルⅢ追加規制への対応は含まれず（正式ルールで手当てか）

CRDIVドラフトは、このバーゼルⅢ追加規制について、本文ではない冒頭部分にて言及しており、これを尊重する旨述べている。しかし、バーゼルⅢ追加規制がバーゼルⅢ本文に反映されていないためか、CRDIVドラフトにおいても、これに対応する部分は本文に含まれていない。この点については、CRDIVの正式ルールにおいては手当てがなされるものと思われる。

コンティンジェント・キャピタルのマーケットの活性化に資する提案

発行体としては、トリガー事由を（バーゼルⅢ追加規制のように）規制当局の裁量とするよりは、一定の資本比率としたほうが、規制当局との調整を要しない点で、コンティンジェント・キャピタルのストラクチャリング・発行が容易であるといえよう。また、投資家にとっても、その客観性・透明性から、一定の資本比率をトリガー事由としたほうがコンティンジェント・キャピタルに投資しやすいといえよう。そのため、CRDIVドラフトにおけるコンティンジェント・キャピタルの提案は、（スイス・フィニッシュと合わせて、）コンティンジェント・キャピタルのマーケットの活性化に資するものといえる。

G-SIBsに対する資本サーチャージとは無関係

なお、バーゼル委が2011年7月19日に公表したG-SIBsの資本サーチャージに関する市中協議文書では、資本サーチャージの上乗せ部分に算入できる商品を普通株等 Tier1 のみとし、コンティンジェント・キャピタルの算入を認めない旨提案しているが、これはCRDIVドラフトの提案に（現時点では）何ら影響を及ぼすものではない点に留意されたい。冒頭で述べたように、CRDIVドラフトはシステム上重要な銀行に対する資本サーチャージを検討対象に含めていないためである。

7. ダブル・ギアリングの防止

バーゼルⅢ：ダブル・ギアリングの防止

バーゼルⅢは、ダブル・ギアリングを防止すべく、連結対象外の金融機関（銀行、保険その他の金融機関）への重要な出資の普通株等 Tier1 からの限度額控除（10%まで算入可）を提案している。

CRDIVドラフト：ダブル・ギアリング防止条項なし

これに対し、CRDIVドラフトには、このような提案は含まれていない。現在、EUでは、2002年12月に採択された金融コングロマリット指令（FICOD：Financial Conglomerates Directive）が、ダブル・ギアリングの防止を規定している。

金融コングロマリット指令（FICOD）：4つの計算式

FICODは、金融コングロマリットの所要自己資本の算定方法として、以下の4つの計算式を規定しており、いずれを採用するかについては各加盟国の裁量に委ねている。

¹³ バーゼルⅢの追加規制の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

Method 1:

「連結自己資本」－「各セクターの所要自己資本の合計」 ≥ 0

Method 2:

「グループ内全社の自己資本の合計」－「グループ内全社の所要自己資本の合計」－「グループ内持合の帳簿価額」 ≥ 0

Method 3:

「親会社の自己資本」－「親会社の所要自己資本」－「『親会社のグループ会社持分』と『グループ内子会社の所要自己資本』のうちいずれか大きい方」 ≥ 0

Method 4:

上記 3 つの組み合わせ

引き続きFICODによる
旨の提案

CRDIVドラフトは、ダブル・ギアリングの防止につき、バーゼルⅢによらず、引き続き FICOD を厳格に適用するというアプローチによることを提案している。

大手金融コングロマ
リットを不当に優
遇？

CRDIVドラフトがバーゼルⅢのダブル・ギアリング防止条項を導入しないという情報は事前に予測されており、BNP Paribas、Societe Generale、Lloyds Banking Group 等、保険業務を営む大手銀行を不当に優遇するといった報道がされていた¹⁴。たしかに、FICOD が連結対象グループ内のダブル・ギアリングを防止しているのに対し、バーゼルⅢは連結対象外の金融機関に対する重要な出資の限度額控除を提案していることから、後者のほうがより厳格な内容ということができよう。

“bancassurance”の
保護

欧州委員会は、このような提案の理由として、EU における銀行と保険会社の協業ビジネス・モデル（“bancassurance”）の普及を挙げている。このことから、欧州委員会には、先に挙げたような、保険業務を営む大手銀行を保護しようという計らいがあるものと考えられる。

FICODは2012年に抜本
的な見直しを予定

なお、欧州委員会によると、FICOD は 2012 年に抜本的な見直しが予定されている。その際に、国際的な世論の動向によっては、バーゼルⅢのダブル・ギアリング防止条項の内容に近接するような見直しが見込まれる可能性もあろう。

8. 少数株主持分（普通株等 Tier1 への算入）

バーゼルⅢ：最低所要
水準及び資本保全バ
ッファへの算入可

バーゼルⅢは、銀行の完全連結子会社による普通株式の発行に伴って生じる少数株主持分につき、一定の要件（少数株主持分を生じさせた資本を発行した子会社自身が銀行¹⁵であり、当該資本が普通株式に分類されるための基準を満たしていること）を満たす場合、普通株等 Tier1 への算入を認める旨の提案をしている。この場合の普通株等 Tier1 への算入は、最低所要水準及び資本保全バッファへの充当が想定されており、カウンターシクリカルな資本バッファへの充当は想定されていない。

¹⁴ FINANCIAL TIMES “Basel III break for banks in EU” [2011 年 5 月 27 日]参照

¹⁵ 銀行と同様の規制・監督の下にある金融機関は「銀行」と取り扱うことが認められている。

CRDIVドラフト：カウンターシクリカルな資本バッファーも可

これに対し、CRDIVドラフトは、同様の場合に、最低所要水準及び資本保全バッファーのみならず、カウンターシクリカルな資本バッファーへの充当も認める旨提案している。

EU銀行グループにおける少数株主持分の重要性

この理由について、欧州委員会は、EU における少数株主持分の重要性を挙げている。欧州委員会によれば、EU の銀行グループにおける子会社は、完全子会社ではなく、複数のオーナーが存在しているケースが多いということである。このことから、欧州委員会には、CRDIVドラフトの実施によって EU の銀行グループが再編を迫られるような事態を避けるという計らいがあるものと考えられる。

9. 罰則

EUオリジナルの罰則提案

CRDIVドラフトは、規制の実効性を確保すべく、CRD の違反行為に対する罰則を設ける旨提案している。これは、バーゼルⅢの EU ルールへの「落とし込み」ではなく、EU オリジナルの提案である点に留意されたい。

所要自己資本を下回ることは「違反行為」に該当しない

ここでいう「違反行為」とは、例えば、銀行営業のための認可取得義務、情報開示義務、規制当局への報告義務、ガバナンス規制、大口エクスポージャー制限等に違反することをいう。所要自己資本を下回ることは違反行為に該当しないことに留意されたい（この場合については、バーゼルⅢと同様に、社外流出の制限や早期是正措置によって対応することが想定されている）。

罰金（年間売上高の10%）⇒最低水準

CRDIVドラフトは、違反行為に対し、公表措置、停止命令に加えて、年間売上高（前年度）の10%という罰金を科す旨の提案をしている。CRDIVドラフトにおける罰則の提案の意義は、この「年間売上高（前年度）の10%」という、罰金の最低水準を設定した点にあるといえる（現状、このような「最低水準」は存在しない）。

「指令」

図表1から分かるように、CRDIVドラフトは罰則を「指令」に分類していることから、EU加盟国は、CRDIVドラフトの提案を最低水準とし、これを上回る罰則を設定することが可能である。

10. おわりに

2012年末までの正式ルール化

CRDIVドラフトは、2013年1月から適用が開始されるバーゼルⅢに合わせて、2012年末までに正式ルールとされることが想定されている。正式ルール化には、欧州理事会と欧州議会による承認が必要とされる。加えて、「指令」部分については、EU加盟国による自国ルールへの「落とし込み」が必要とされる。

4,600億ユーロ相当の普通株等Tier1の積み増し（EU銀行セクター）

欧州委員会の影響度調査によると、CRDIVドラフトを実施するにあたって、EUの銀行セクターは、移行期間を終える2019年までに、全体で4,600億ユーロ相当の普通株等Tier1（最低所要水準＋資本保全バッファー）の積み増しが必要と見積もられている。

EUストレステストやG-SIBsに対する資本サーチャージのようなインパクトはない

EUストレステスト（2011年7月15日）、バーゼル委によるG-SIBsに対する資本サーチャージの市中協議文書（2011年7月19日）と、銀行の自己資本に関する重要なリリースが相次いだ中でのCRDIVドラフトの公表であったが、その中心はバーゼルⅢのEUルールへの「落とし込み」であり、これら二つの先行リリースと比べるとインパクトは小さいものといえよう。

意義は小さい	しかし、バーゼルⅢの「落とし込み」の提案における先駆けであること、コンティンジェント・キャピタルのマーケットの活性化に資するものであること等にかんがみれば、CRDIVドラフトの意義は十分に大きいものといえる。
EU加盟国の裁量は留保される	前述したように、CRDIVドラフトの公表に前後して、その“Single Rule Book”というキーワードが独り歩きしたせいか、EU 加盟国の裁量が制限されるという懸念が相次いだ。これはカウンターシクリカルな資本バッファの弾力的な運用により解消されることが明らかになっている。そのため、この「EU 加盟国の裁量」が争点となって承認手続きに遅延が生じるという可能性は高くないだろう。
レベル・プレイング・フィールドの確保	別に考えられる重要な懸念としては、G20 メンバーにおける他地域との間のレベル・プレイング・フィールド（公平な競争条件）の確保がある。欧州委員会は、CRDIVドラフトにより、バーゼルⅢを基本的に尊重した内容の提案をしている。しかし、米国がこれに追随するという保証はない。というのは、バーゼルⅢはそのまま効力を有する法規ではないからである（現に、米国ではバーゼルⅡの厳格な実施がなされていない）。英国銀行協会（BBA：British Bankers' Association）は、バーゼルⅢの導入について、「（EU は）単独で行動してはならず、米国や極東といった他地域の動向を考慮すべきである」とコメントしている ¹⁶ 。
米国の対応に注意	（CRDIVドラフトが承認されることを前提として、）仮に EU 以外の G20 メンバーがバーゼルⅢを導入しなかった場合、EU の銀行セクターはその競争力の面で大きなハンデを背負うことになる。したがって、今後注意すべき動向としては、他の G20 メンバー、とくに米国がどのような態様でバーゼルⅢの「落とし込み」を実施するかという点であろう。

以上

16 BBA “BBA statement regarding CRD IV” [2011 年 7 月 20 日]参照